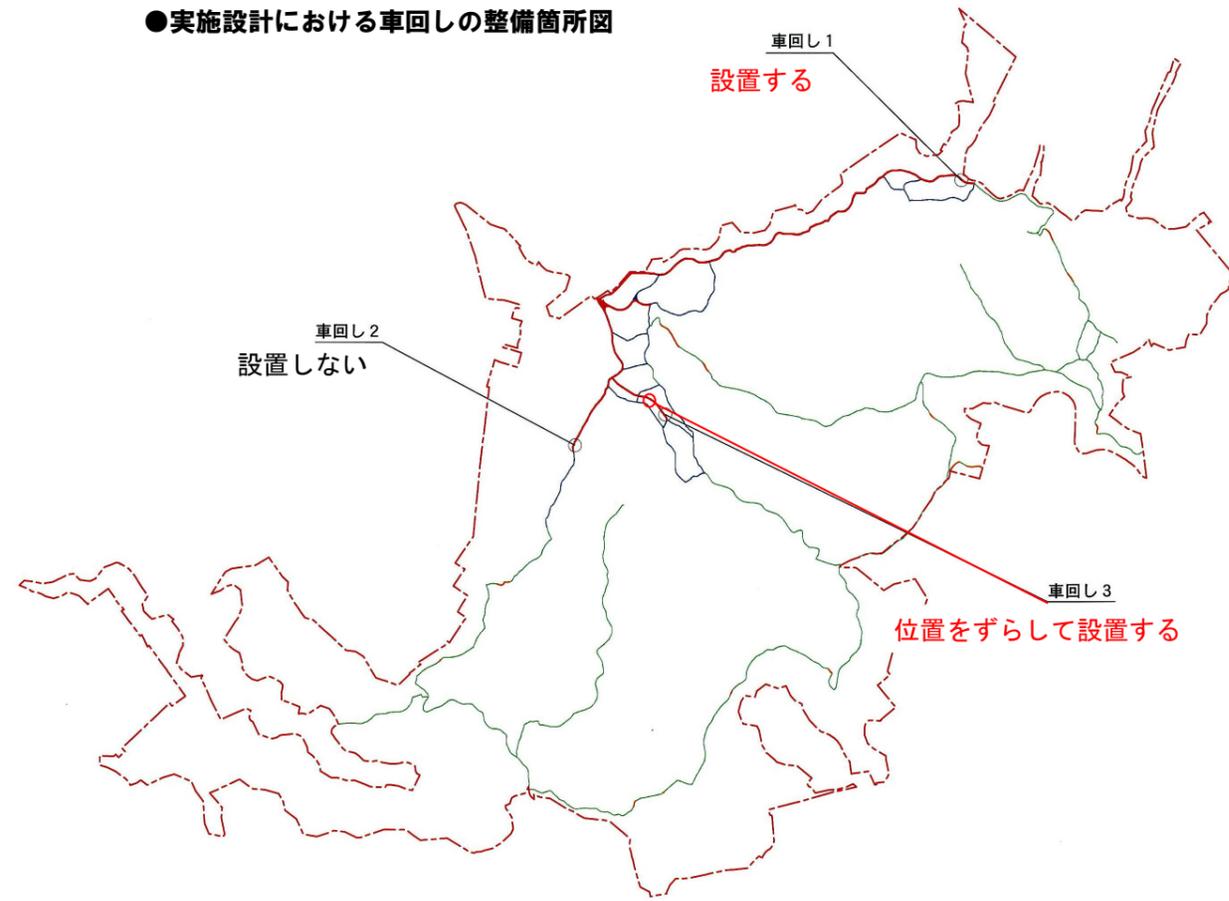


(6) 車回し

基本設計においては、車回しは施設整備を行わないことが提案されており、草地及び案内サインでの対応としている。実施設計において、園路位置及び構造の見直しを行った結果、御所谷及び竹ヶ谷の園路①端部の2箇所に整備する。

実施設計においては、当該箇所の園路構造が盛土形式であり、現況地盤との高低差が生じるため、園路①と同様の整備とする。なお、小竹ヶ谷の園路②は、園路①からの変更に伴い、車回しは設置しない。

●実施設計における車回しの整備箇所図



(7) 池

池については、「2-3. その他施設の再検討」で整理し、整備する池④について、以下に詳述する。

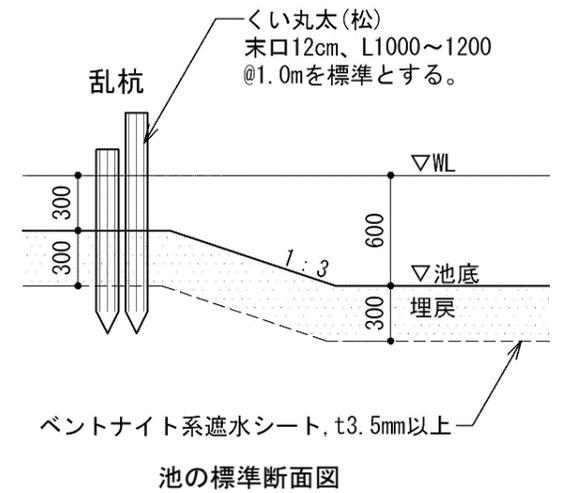
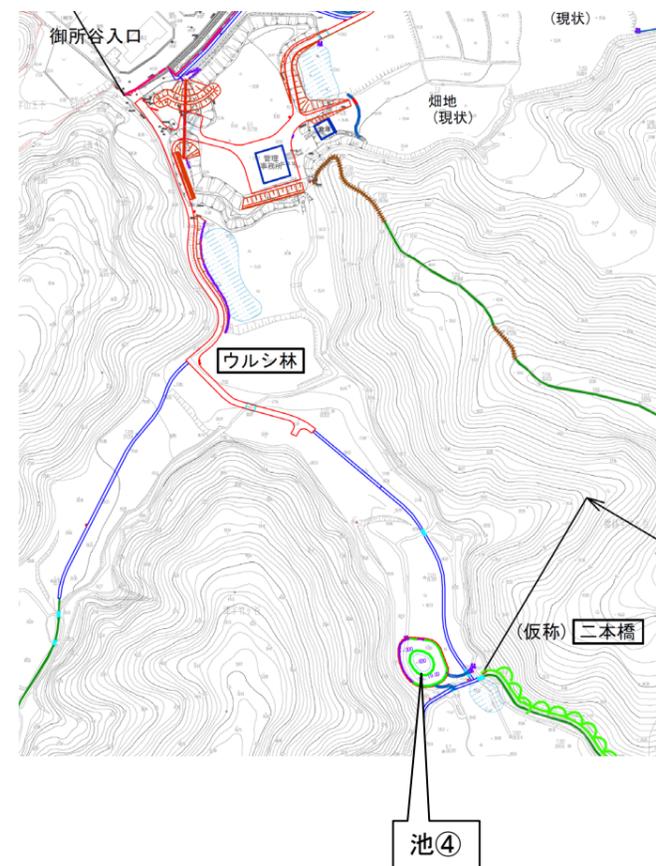
基本設計においては、池の水深を800~1000としているが、この深さについては安全対策も含めて、実施設計での再検討課題としている。

実施設計においては、護岸部分を水深300と600の2タイプとし、人が接する可能性がある範囲は水深300とし、池の中央部は水深600とする。

なお、水深が300から深くなる部分については、くい丸太の乱杭により注意を喚起するものとする。

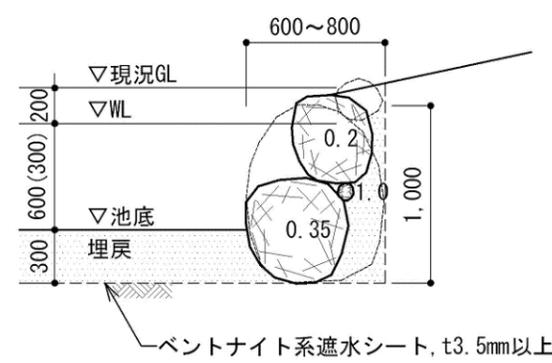
池底は、谷の絞り水を確実に保水するために、防水シートによる遮水を行う。ただし、ビニル系の防水シートの使用は避け、ベントナイト系の遮水シートを用い、その上部に300の覆土を行う。これにより、池底の生物層や植物の生息生育を可能な構造とする。また、ベントナイトを用いることにより、池底の植物の根が拡張しても、遮水効果が維持できる。

●実施設計における池の整備箇所図

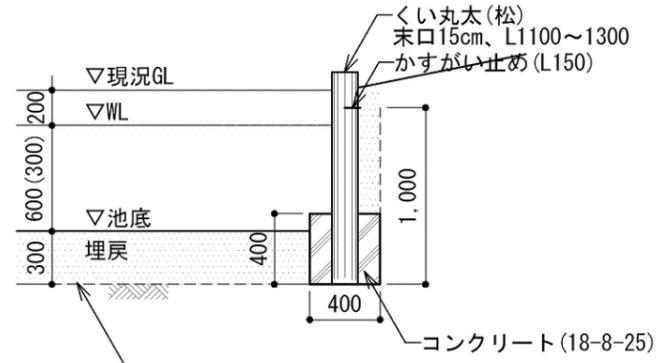


池の護岸については、基本設計に準じて自然素材による多様性を持った構造とする。自然石積み(ボサ石)部分と、丸太の乱杭、植生ロール部分とを組み合わせ、全体の護岸を構成する。

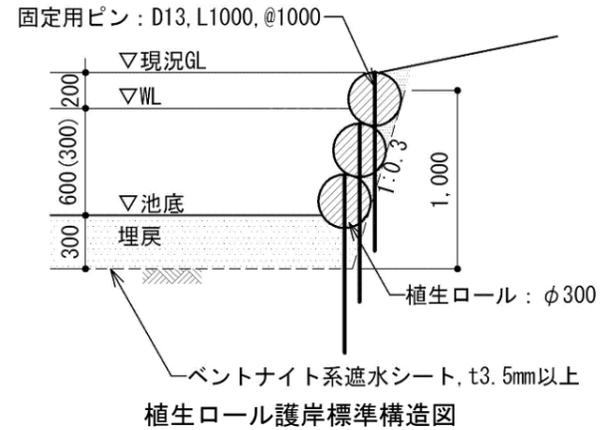
なお、池②と③については現状のままとすることから、必要に応じて浚渫を行うこととし、護岸は整備しない。以下に、護岸の各断面、ならびに堰の構造図を示す。



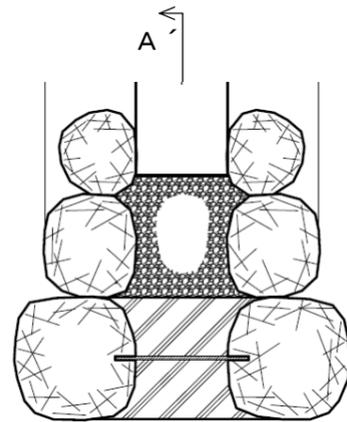
自然石護岸標準構造図



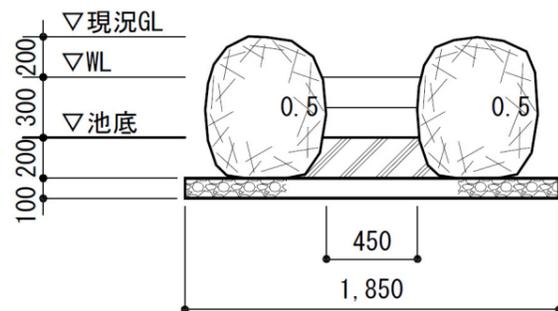
丸太乱杭護岸標準構造図



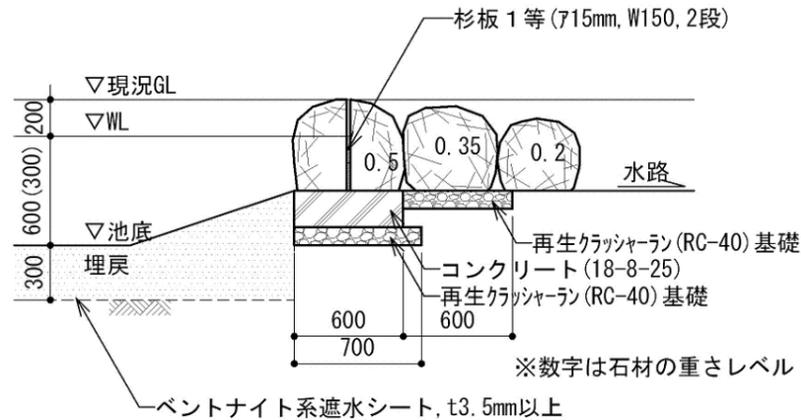
堰 構造図



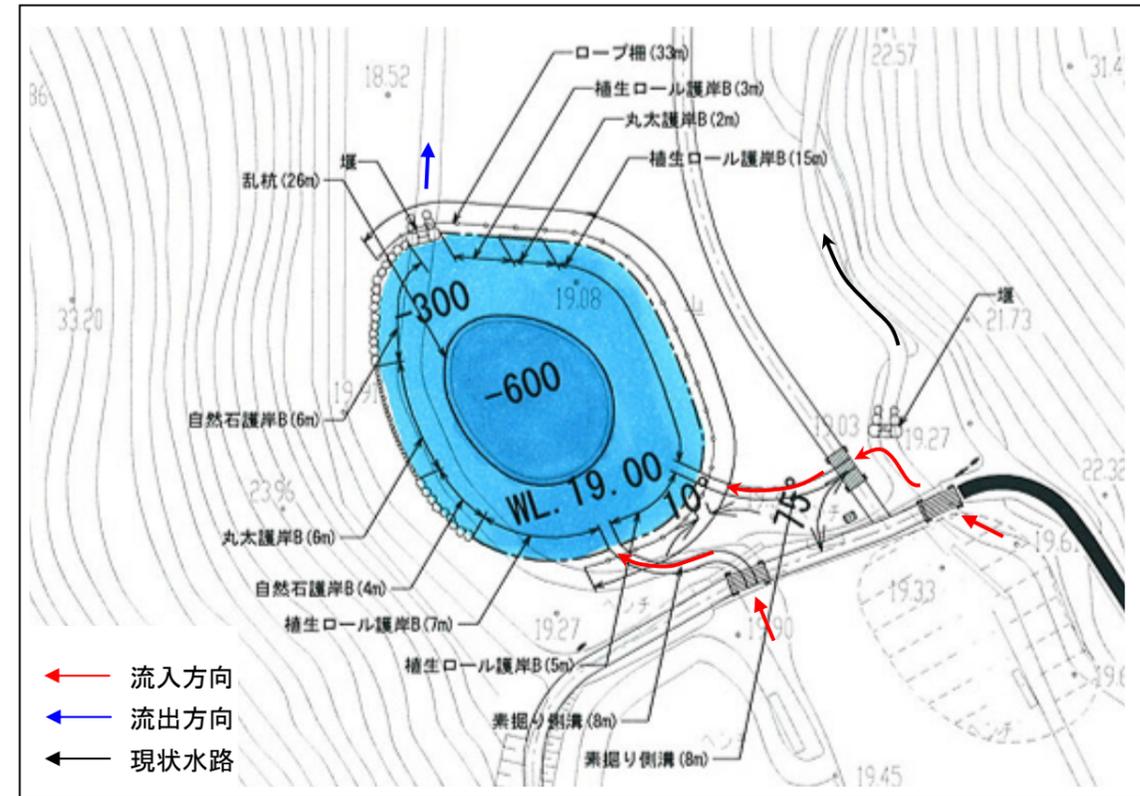
平面図



正面図



A-A 断面図



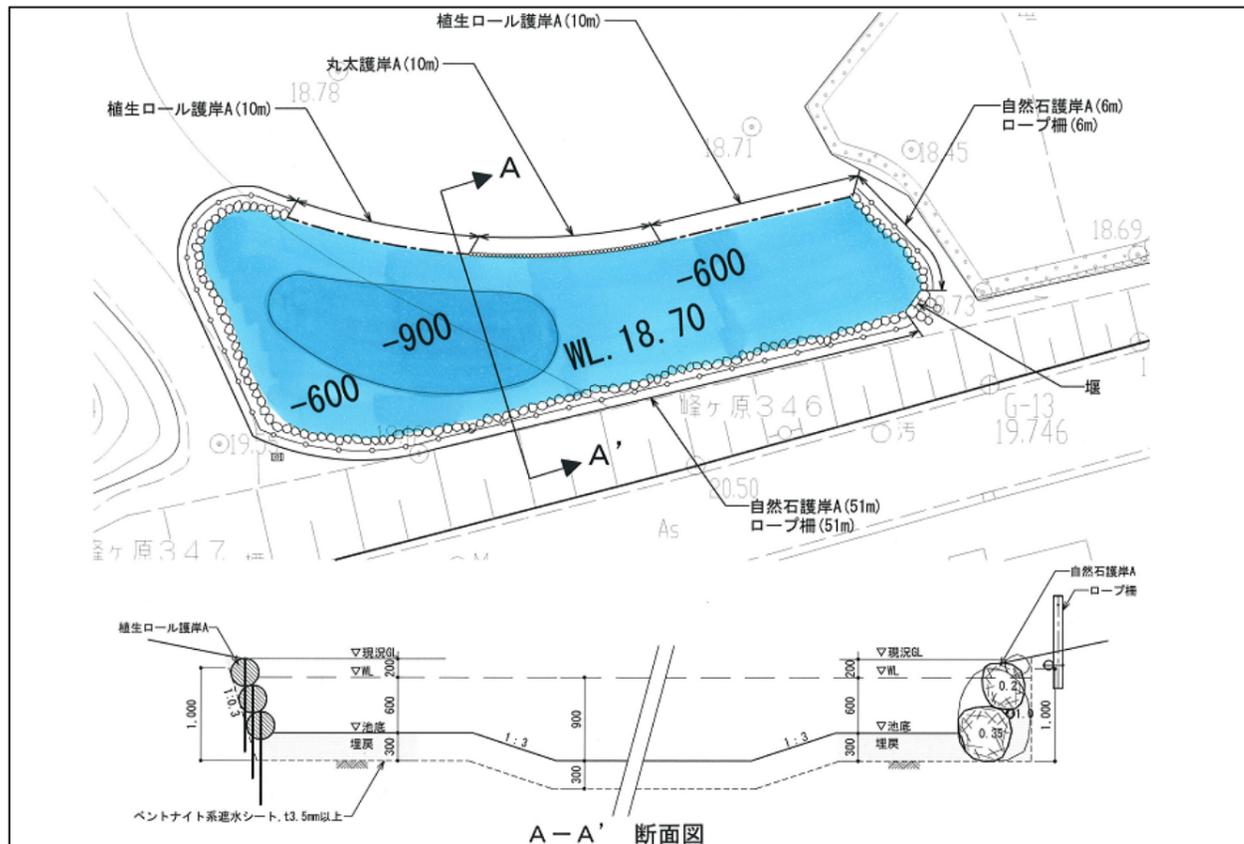
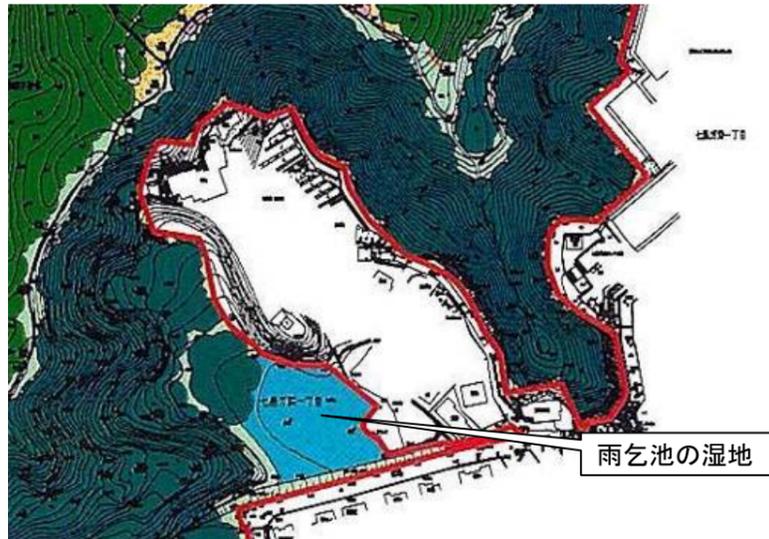
池④ 平面図

(8) 雨乞池の湿地

雨乞池の湿地については、現状で堆積土が多く乾燥化が進行しているが、山腹からは絞り水が確認できている。ただし、これらの水は、隣接した既存池の水源でもあることから、基本設計で提案されている池部分については、隣接する道路に沿って開放水面を設け、規模を縮小して整備する。

護岸(H600)と池底は、池④と同様の仕様とするが、中央部では水深を900とし、ヨシの繁殖を抑制することとする。

●基本設計における雨乞池の湿地整備箇所図



雨乞池の湿地 平面図

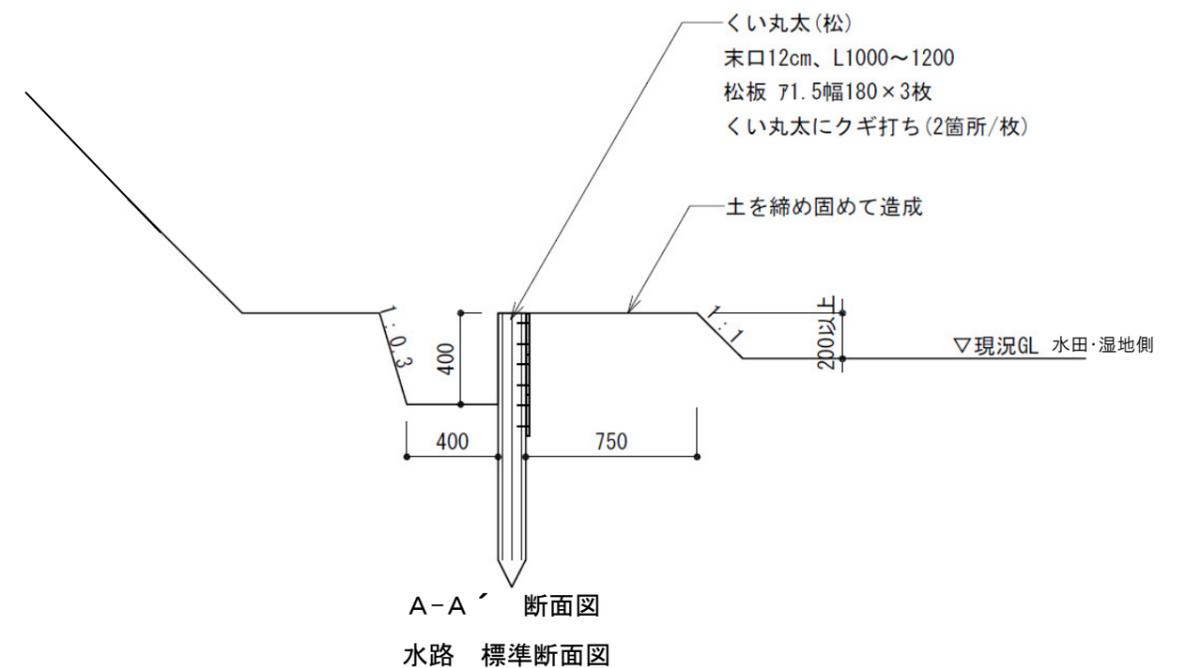
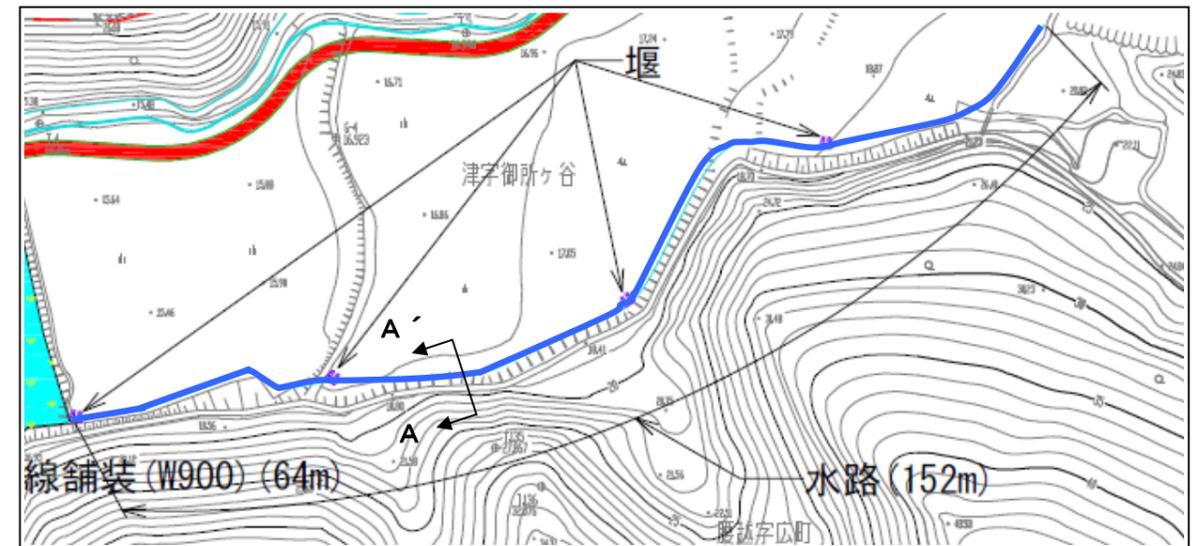
(9) 水田、湿地（水路）

基本設計においては、水田利用を行う場所については、放棄された水田を復元し活用することとしている。実施設計においては、現状で水田として活用されていない箇所については、湿地として整備する。湿地の復元箇所については、水の供給が微量であることに加え、堆積土も多く乾燥化が進行しているため、安定した水の供給のための水路を設け、堆積物の除去を行うことで湿地を整備する。

基本設計においては、水田・湿地へは山裾から導水することとしている。実施設計においては、水田・湿地への安定した水の供給を図るため、水路及び畦を復元し、整備する。また、湿地側に池に整備する堰と同様なものを設け、水量を調整できる構造とする。

水路構造については畦の崩壊を防ぐため片側を板張りとし、山側は自然環境への負荷に配慮し、土のり面とする。

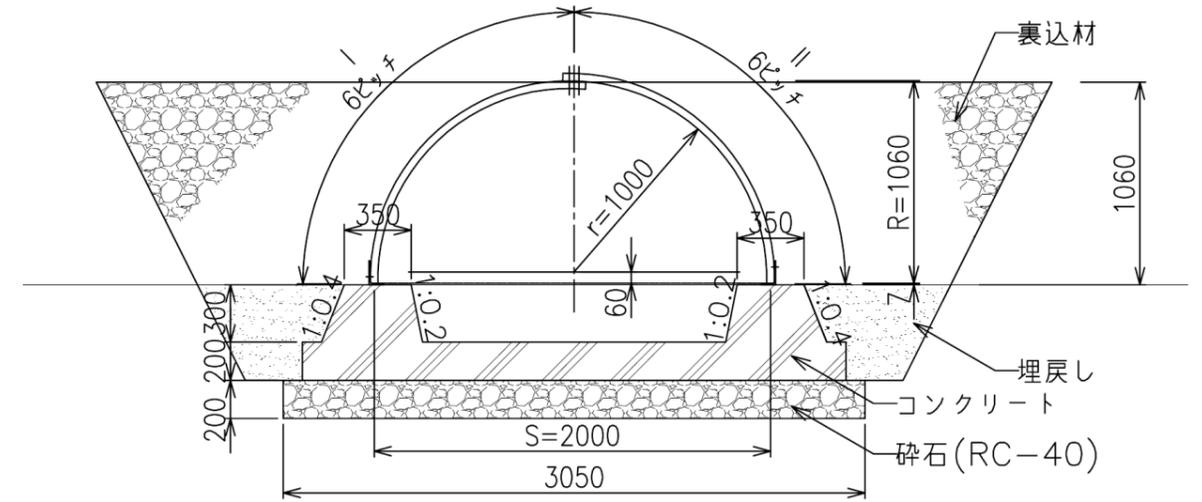
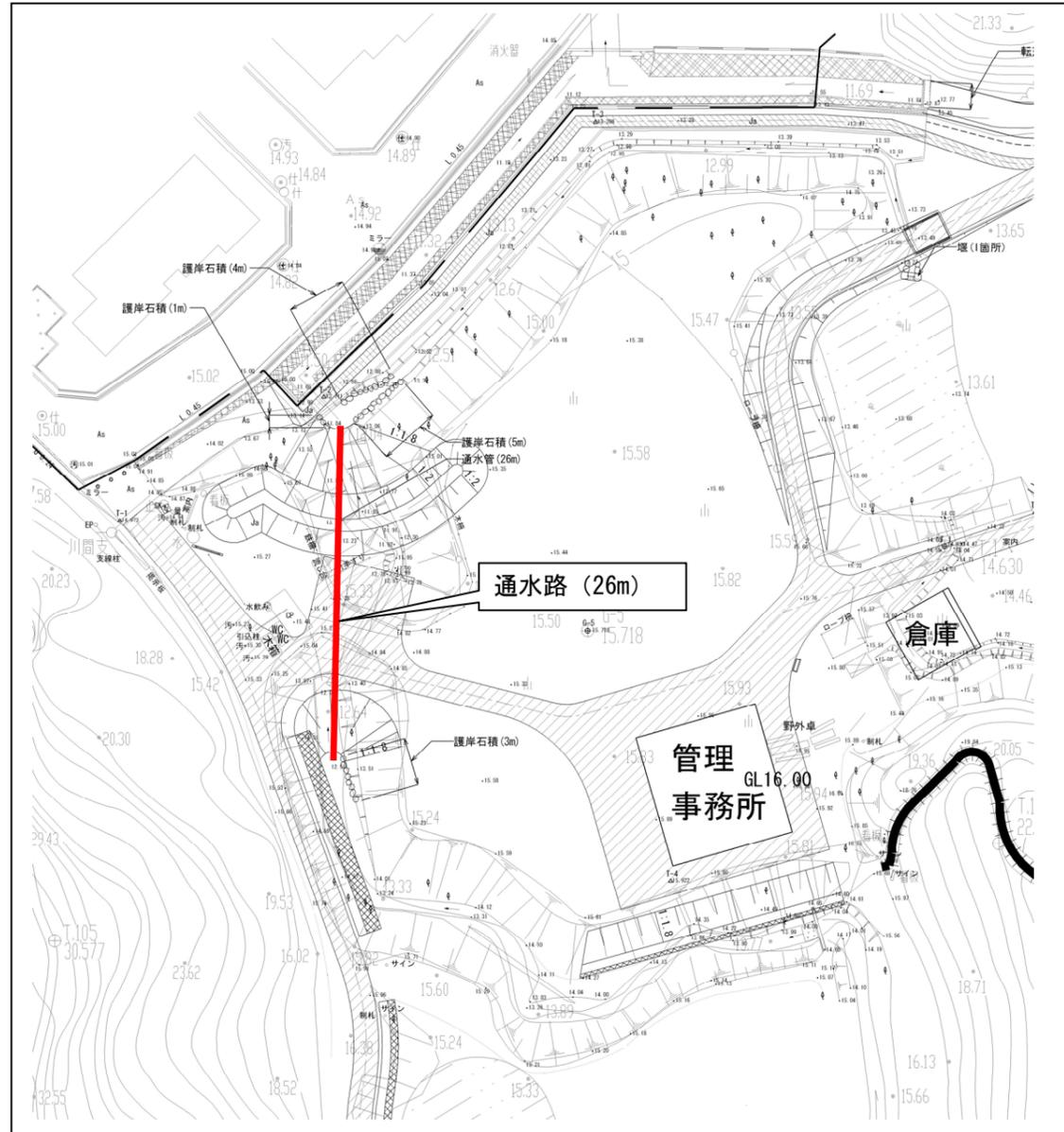
●実施設計における水田・湿地（水路）の整備箇所図



(10) 通水路

基本設計において、通水路はコルゲートパイプによる整備としており、実施設計においても、これを受けてコルゲートパイプによる整備とする。

●実施設計における通水路の整備箇所図



通水路 標準断面図

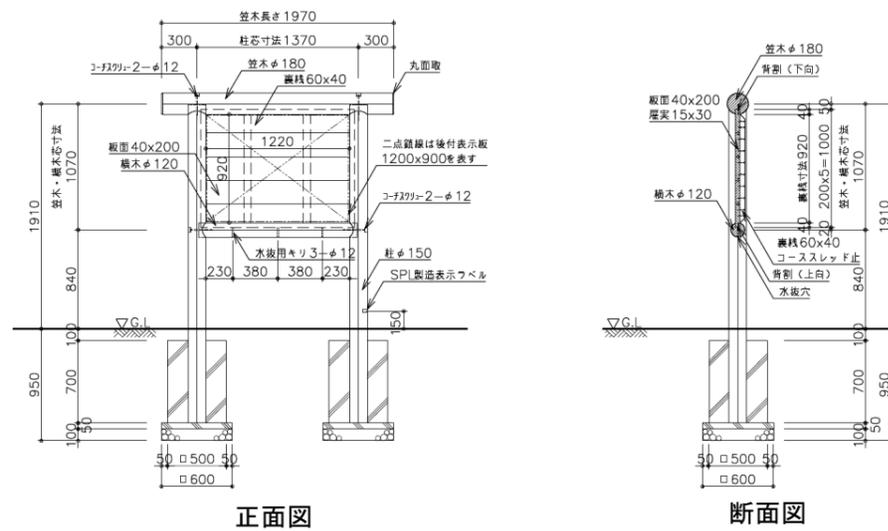
(11) 標識計画

標識計画については、基本設計に準じて、以下のように整理する。

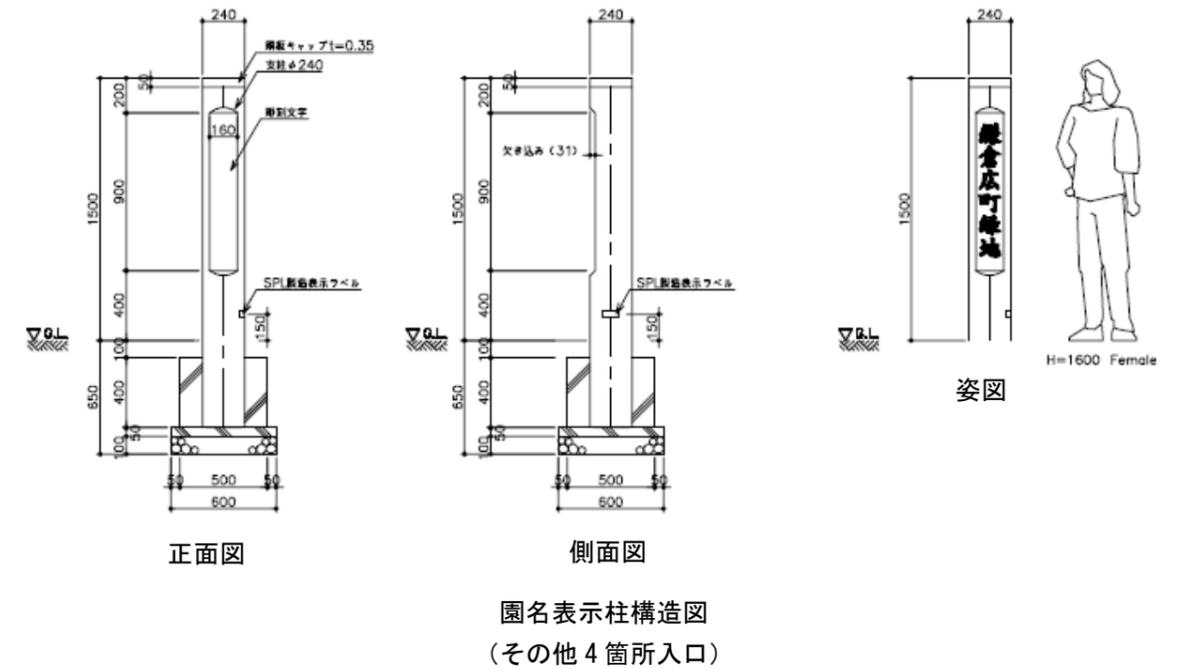
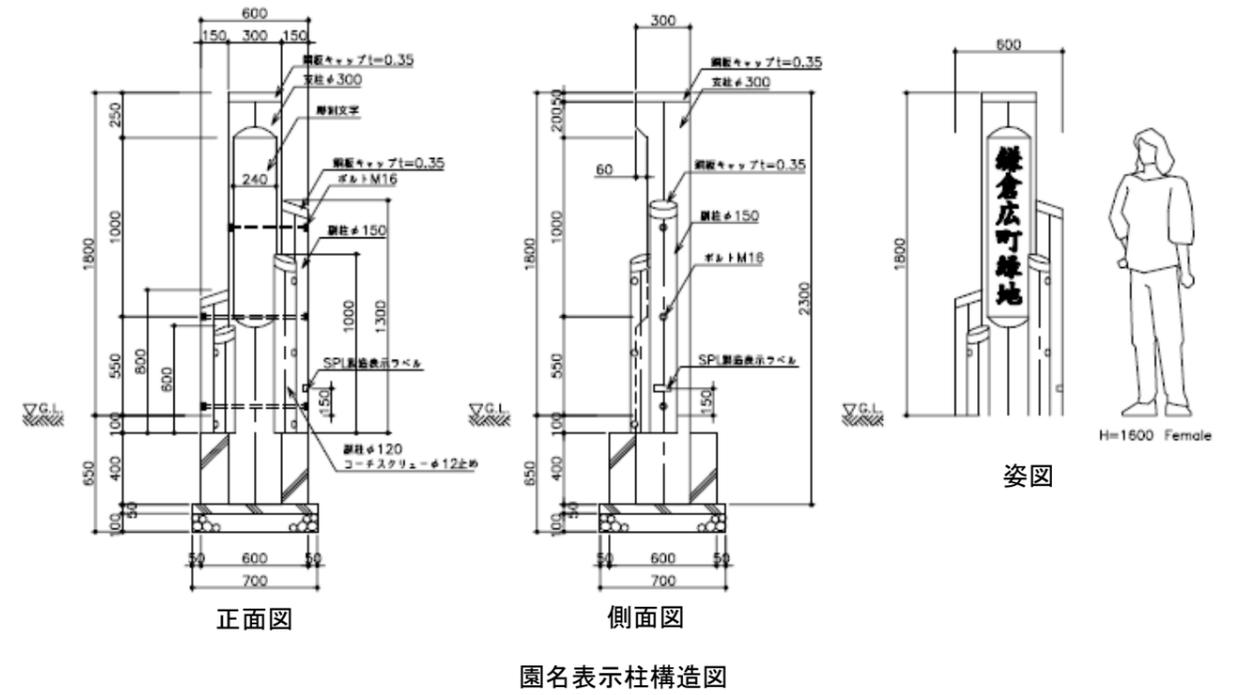
- ・総合案内板：5箇所の入口に、案内板を整備する。御所谷入口については、既往のものを再利用することとし、他の4箇所については、デザインは既往のものに準じ、規模を縮小したものを整備する。また、園名表示については、基本設計では触れられていないが、「鎌倉広町緑地」の名称を、各入口に表示するものとし、柱材を用いて、中央の太い柱に園名を刻み、左右に化粧柱を設置して全体のボリュームを演出したものを、御所谷広場入口に整備する。また、中央の柱1本のみのものを、4箇所の入口に整備する。



御所谷入口の既往案内板



案内板構造図
(その他4箇所入口)



- ・誘導標識（方向指示柱）：誘導標識については、現地の一部箇所には設置されているが、既に馴染みも生じていることから、同様のデザインのものが必要な箇所に整備する。



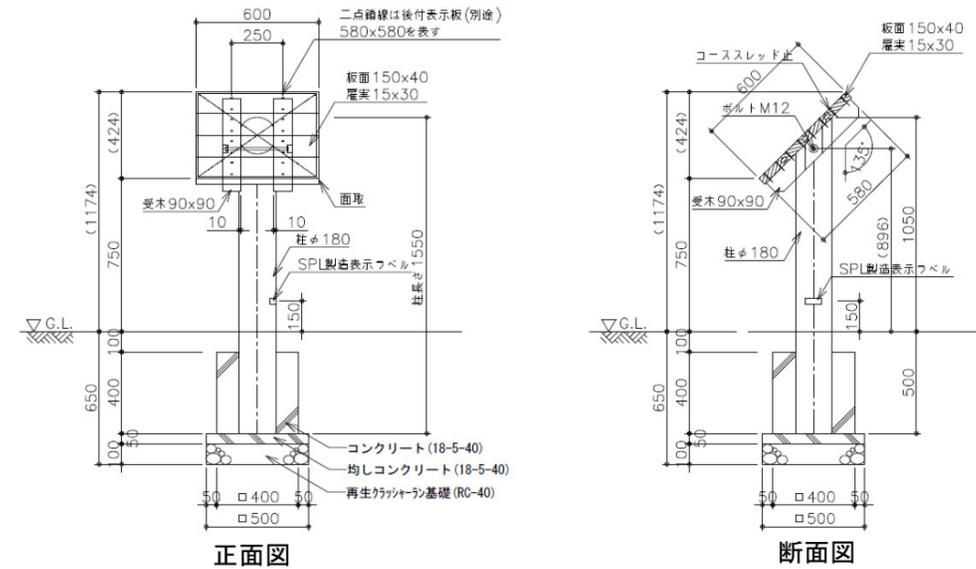
方向指示柱（イメージ写真）

- ・規制標識（制札板）及び侵入防止柵：基本設計においては、侵入防止や危険などの注意を呼びかける場合、標識以外にも視覚的に表示することが重要と考えられ、物理的に侵入を防止する必要もあり、簡易な構造の柵を設置するとしている。しかし、既に現地の一部箇所では侵入防止柵を設置して、所要の効果が確認されていることから、実施設計においても、必要な箇所に、同様の立入防止柱を整備し、侵入防止柵は整備しない。



既往の立入防止柱

- ・解説標識：計画地の特質すべき、自然環境、歴史的な事象や展望等を示し、利用者への計画地の自然のすばらしさ、歴史的な背景等の周知を図るものとし、基本設計において示されるデザインに準じた。整備箇所については、維持管理方法を検討する際において、必要な箇所に整備するものとする。



解説標識構造図

- ・きっかけ板：基本設計においては、倒木等による園路の封鎖、マムシ・スズメバチの営巣、注目種の生育等の計画地特有の環境の微細な変化を解説し、利用者には自然環境の保全に対する意識を芽生えさせるきっかけづくりを図るものとしているが、今後、必要に応じて対応することとし、実施設計においては整備しない。

●実施設計における案内板等の整備箇所図

